

令和 5 年 9 月 2 6 日

令和 5 年 第 3 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 5 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 5 年 9 月 2 6 日 （ 火 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 3 時 1 5 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	8 番	小	西	啓
9 番	岡	田		勇	1 0 番	吉	田	哲也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	馬	場	正	実		
副	町	長	奥	田	右		
総	務	課	長	岡	田	博	之
総務課地方創生担当課長		富	田	幸	彦		
地域力推進課長		原	田	敏	明		
人権啓発課長		中	尾	政	弘		
税住民課長		吉	田	敏	江		
福祉課長		北		広	光		
診療所事務長		島	川	昌	代		
総合施設整備課長		但	馬	宗	博		
農村振興課長		松	井	幸	則		
建設事業課長		井	上	博	丞		
会計管理者兼会計課長		榎	木	由	佳		

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り								
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙	議	事	日	程	の	と	お	り
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お	り							
会	議	録	署	名	議	員	7	番	畑		武	志					
							8	番	小	西		啓					

議事日程（第 2 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 広域連合議会の報告

日程第 3 認定第 1 号 令和 4 年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 4 年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定
について

認定第 3 号 令和 4 年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について

認定第 4 号 令和 4 年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

認定第 5 号 令和 4 年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

認定第 6 号 令和 4 年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

認定第 7 号 令和 4 年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 4 同意第 1 7 号 自治功労者の表彰について

日程第 5 議案第 3 2 号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

日程第 6 議案第 3 3 号 湯船辺地に係る総合整備計画の策定について

日程第 7 議案第 3 4 号 土地改良事業の施行について（災害復旧）

日程第 8 議案第 3 5 号 令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 3 6 号 令和 5 年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1
号）

議案第 3 7 号 令和 5 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9 発議第 6 号 物価高騰対策の抜本的な強化を求める意見書

日程第 10 発議第 7 号 安心できる介護保険制度へ政府が責任を果たすことを求
める意見書

日程第 11 発議第 8 号 保険証廃止の中止、撤回を求める意見書

日程第 12 議員派遣について

日程第 13 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 5 年和束町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番、畑 武志議員、8 番、小西 啓議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、広域連合議会の報告を求めます。

京都府後期高齢者医療広域連合議会、高山豊彦議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（高山豊彦君）

それでは、京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和 5 年第 2 回定例会は、8 月 25 日午後 1 時 30 分から、都ホテル京都八条で開催されました。

初めに、議長選挙が行われ、京都市の下村あきら氏が当選されました。

次に、連合長から同意 3 件、議案 2 件、認定 2 件、承認 1 件の説明がありました。

同意第 2 号 副広域連合長の選任については、向日市長の安田 守氏が選任されました。

続いて、同意第 3 号 監査委員の選任については、長岡京市議会の中小路貴司氏が選任されました。

続いて、同意第 4 号 公平委員会委員の選任については、綾部市公平委員の塩尻澄雄氏が選任されました。

次に、2 名の議員から一般質問の後、議案第 9 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 1 号）は、電算システムの更新時期を 1 年延長するため、6 億 1,000 万円を

繰り越すことについて、全員賛成で可決しました。

続いて、議案第10号 令和5年度特別会計補正予算（第1号）では、30億5,990万8,000円を補正し、歳入歳出を4,057億7,105万3,000円とすることについて、全員賛成で可決しました。

次に、認定第1号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額13億3,442万4,582円、歳出総額12億1,145万6,564円、収支差額1億2,296万8,018円で、賛成多数で認定しました。

続いて、認定第2号 令和4年度特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額3,984億3,111万5,005円、歳出総額3,880億1,385万8,997円、収支差額104億1,725万6,008円で、賛成多数で認定しました。

次に、承認第2号 専決処分の承認について「東日本大震災に被災した被保険者に対する保険料減免」に関する条例の一部を改正することについて、全員賛成で承認されました。

次に、請願第3号及び請願第4号については、賛成少数で不採択となりました。

次に、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は、全員当選されました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で、報告を終わります。

日程第3、認定第1号から認定第7号まで、令和4年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について、及び令和4年度和束町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、村山一彦議員。

○決算特別委員長（村山一彦君）

皆さん、おはようございます。

ただいまより、決算特別委員会審査の報告を行います。

認定第1号から認定第7号まで、令和4年度和東町一般会計歳入歳出決算及び和東町特別会計歳入歳出決算については、9月11日開会の第3回定例会本会議において提案され、これを受けて議会は議員全員による決算特別委員会を設置し、付託の上、9月19日及び21日の2日間にわたり審査を行いました。

審査に当たっては、小西監査委員から決算審査意見書の報告、副町長から主な施策の成果が説明された後、各所管の課長に決算書及び事項別明細書の説明を求めました。

令和4年度の一般会計ほか6特別会計の決算額は、歳入62億7,394万4,000円、歳出61億3,217万8,000円、歳入歳出差引額1億4,176万6,000円となり、実質収支額も1億1,392万1,000円の黒字となりました。

新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアのウクライナ侵攻による物価高騰が住民生活に大きな影響を及ぼす中、令和4年度は前年度に改訂された第5次総合計画に基づく事業が展開されたほか、総合保健福祉施設整備事業などの大規模事業が本格的にスタートした。

第5次総合計画では、6つの施策の展開方向が示されており、そのうち「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」では、価格高騰緊急支援給付事業や総合保健福祉施設整備事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業などが、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」では、農・観連携コミュニティ創生事業や文化的景観調査事業などが、「自然と共生し安心・安全な郷」では、和東保育園耐震改修事業や舟尾川・大勘定川などの河川浚渫事業などが、「お茶観光を軸とした交流の郷」では、農業次世代人材投資資金給付事業や茶源郷和東生活応援商品券事業、価格高騰支援商品券事業、石寺景観前駐車場整備事業などが、「快適で美しい環境の郷」では、地域おこし協力隊事業や祝橋整備事業、町道撰原下島線拡幅改良事業、路線バス対策事業、地域公共交通デマンド化事業などが、「住民と行政のパートナーシップによる郷」では、和東町協働のまちづくり補助金事業や情報システムの強化、広域行

政の推進などに取られました。

一方、財政の状況は、財政構造の弾力性や健全性を示す経常収支比率が84.5%と普通交付税の増加により、よい数値をキープしているものの、公債費の増加により前年度より1.3ポイント悪化している。

また、財政力指数は0.178で、依然として自主財源の割合が低く、財源に余裕がない状況である。

今後も総合保健福祉施設整備事業や石寺橋整備事業等の大規模事業が本格化し、また簡易水道事業に係る元利償還金の増加により、実質公債費比率の悪化が予想されるため、限られた財源の中、取捨選択し、事業を計画していかななくてはなりません。

各委員からは、令和4年度に改定された水道料金について、住民生活への影響をどのように考えているか、また、説明責任を果たしたと言えるのか、有取水量確保のため谷水の利用実態を調査すべきではないか、下水道の接続率は77.1%、接続率を上げる方策は持っているのか、簡易水道・下水道共に今後も施設更新、あるいは大規模修繕が必要で、料金の見直しに迫られる、住民負担ができるだけ低く抑えられるようにしていただきたい、和束茶ブランド新商品開発事業や和束茶ブランド確立事業・和束茶特産品開発事業・文化的景観調査事業、それらが目指すものは茶産業が維持できて初めて生きてくる。茶畑維持の仕組みづくりはどのように考えているか、個人番号と保険証との紐付けについて、本町ではヒューマンエラーは発生していないか、社会福祉協議会へ委託されている外出支援等では有償ボランティアの実費弁償額の改定の方針はあるか、また配食サービスを近隣市町村並みに充実できないか、献血は年2回実施され39名が協力されたが、少ないと感じる。小中学生向けの教材もあり、献血教育をすべきではないか、ごみの広域処理について、京都府が中心となる広域化もあるので、京都府としっかりと連携を取って検討いただきたい、ホームページの更新について、技術的な一定の研修の実施や専任職員の配置が必要ではないか。また、見ている人を意識した発信が必要で、慎重な姿勢ではあるが、SNSでの発信も必要では

ないか、町全体をお茶のテーマパークと捉えた場合、和束町へ行けばお茶のことが全て分かるということになればいいと思うが、観光資源が今は飛び散っている。それらを集約した拠点となる施設があるべきだ。そうした基幹施設の考えは、特色ある教育を推進することでファミリー層の移住につながる。そうすれば企業誘致やさらなる移住・定住の増につながり、税収の増も期待できるのでは、耕作面積の減少が進んでいる。何とか残していかなければならないが、その方策はどう考えるか、その他、総合保健福祉施設の設計業者の選定で最後に残った２社から出された要望についてどのように受け止めているか、また、専門職の配置はどう考えているか、交流ステーションの売上げや扱っている野菜などの仕入れ、診療所の体制の見直しなど、多岐にわたり活発な質疑が交わされました。詳細については後日会議録にてご承知願います。

質疑の後、討論が行われ、岡本委員から、一般会計・国民健康保険特別会計・簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計の６つの会計の決算認定に反対する意見が述べられました。

また、賛成討論として、畑委員から一般会計及び国民健康保険特別会計について、高山委員から簡易水道事業・下水道事業特別会計について、井上委員から介護保険特別会計について、山本委員から後期高齢者医療特別会計について、それぞれ賛成の意見が述べられました。

採決の結果は次のとおりでした。

認定第１号 令和４年度和束町一般会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第２号 令和４年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者全員で可決。

認定第３号 令和４年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第４号 令和４年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第５号 令和４年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第６号 令和４年度和束町介護保険特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

認定第７号 令和４年度和束町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、賛成者多数で可決。

以上のとおり、令和４年度和束町一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算は原案のとおり認定することに可決し、９月２５日、決算特別委員会審査報告書を作成し、議長に提出いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（吉田哲也君）

本件に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による決算特別委員会で審査され、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。

よって、本決算認定の７件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第１号から認定第７号まで、令和４年度和束町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、以上７件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから暫時休憩いたします。

その間、委員会室で議会運営委員会が開催されますので、委員の皆さんはご参集ください。他の議員の皆さんは３階から離れないようお願いいたします。

休憩（午前 9 時 5 0 分～午前 1 0 時 2 3 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 4、同意第 1 7 号 自治功労者の表彰についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

同意第 1 7 号の提案理由を申し上げます。

永年にわたり本町自治の発展に貢献されました前町長の堀 忠雄氏、前議会議員の岡田泰正氏を和東町自治功労者として表彰したいと存じますので、和東町自治功労者表彰条例第 2 条の規定により議会の同意を求めたく提案させていただいた次第でございます。ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうから議案の説明をさせていただきますので、和東町議会令和 5 年第 3 回定例会議案をお開きいただきたいと思います。

同意第 1 7 号

自治功労者の表彰について

別表の者を和東町自治功労者として表彰したいので、和東町自治功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 9 月 2 6 日提出

和東町長 馬場 正実

1 枚おめくりください。

別表ということで、自治功労被表彰者名簿となっております。

表彰条例該当項目、氏名、年齢、住所の順に説明申し上げます。

表彰条例第2条第1項第1号、堀 忠雄、78歳、京都府相楽郡和束町大字門前

表彰条例第2条第1項第3号、岡田泰正、75歳、京都府相楽郡和束町大字原山

次に、資料No.17に基づきまして少し補足を説明させていただきます。

故・堀 忠雄氏につきましては、自治功労者功績調書では、平成13年4月22日から令和5年6月29日、22年間、和束町長として本町自治の発展に貢献された功績が顕著であることから、表彰条例第2条第1項第1号に該当するものとして提案をさせていただきます。

1枚おめくりください。

続きまして、岡田泰正氏でございます。岡田氏につきましては、平成23年4月30日から令和5年7月26日まで12年3か月間、和束町議会議員として本町の自治の発展に貢献された功績に基づきまして、表彰条例第2条第1項第3号に該当するものとして提案させていただきます。

ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

お諮りいたします。

本案は人事案件につき、質疑・討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

これより、採決いたします。

同意第17号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、同意第17号 自治功労者の表彰については、原案のとおり同意する

ことに決定いたしました。

日程第５、議案第３２号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第３２号の提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項において準用する同条第１項の規定に基づき、「和束町過疎地域持続的発展市町村計画」を変更したく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思います。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第３２号

和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

和束町過疎地域持続的発展市町村計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１０項において準用する同条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和５年９月２６日提出

和束町長 馬場 正実

１枚おめくりください。

和束町過疎地域持続的発展市町村計画、令和３年度から令和７年度の内容でございます

ます。

議長のお許しをいただいておりますので、この計画の一番最終ページになりますが、資料No.32をつけさせていただいておりますので、資料No.32に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

今回、和束町過疎地域持続的発展市町村計画に係る変更分の変更後・変更前を載せさせていただいております。

区分、変更後、変更前の順に説明をさせていただきたいと思います。

区分でございますが、交通施設の整備、交通手段の確保ということで、今回の計画の変更後では町道中溝学校線拡幅改良事業（過疎計画）の変更として挙げさせていただいております。

また、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ということで5番目になりますが、障害者福祉施設児童発達支援センター事業ということで、事業内容につきましては、児童発達支援センター改修事業を今回新たに追加をさせていただいております。なお、事業主体につきましては木津川市ということで、旧の木津地方法務局の場所で現在センターを運営しておりますが、この改修事業に係りまして、過疎地域持続的発展市町村計画ということで載せさせていただいているところでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

まず、変更点について一つお聞きしたいと思うんですけども、児童発達支援センターの改修事業ということで木津川市のほうが事業主体ではありますけども、今回、施

設の改修事業ということで計画に上がっておりますけども、これはどのような中身を予定されているとお聞きしているのかということと、和束町として、これも広域的な利用ということで、また運営ということでされているという中で計画に上がっていると思うんですけども、和束町して児童発達支援センターというものがどのように利用されて役割を果たしているのか、その辺、説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

今の岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、従来の施設でございます障害者福祉施設児童発達支援センターでございますが、こちらのほうにつきましては、療育教室を相楽地域の市町村、木津川市・笠置町南山城村・精華町・和束町で共同運営させていただいております。

このたび児童福祉法の改正等がありまして、さらに利用者の利便、また児童発達支援センターの中身をもうちょっと発展させていくというために進めていっているもので、施設自体も相当老朽化しているということで改修させていただいていくものでございます。

また、これにつきましては、事業といたしましては、療育が必要な児童、未就学の子どもが中心となってきますが、生活を自分で自立していけるような施策を進めていくということで、そちらのほうで日常生活のトレーニング、主にはコミュニケーション中心のトレーニングをしていくというものでやっているものでございます。本町につきましては、例年1名ないし2名のご利用がずっと続いているというものでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

分かりました。

あと、今回、過疎計画自身が出されている面もありますので、今後のことも含めて幾つかだけ町長のお考えを聞かせていただきたいと思いますと思っています。

一つは、15ページの移住・定住に係る部分でありますけども、今後やはり住宅の確保というものが定住を進めていく上で大変大事になっているというふうに、これは前町長以来からそういうご認識はあると思うんですけども、この中に空き家の活用というのはずっと位置づけられてはいるんですけども、やはり公営としての一定数の若者向けであるとか、移住・定住向けの公共住宅ですね、そういったものも今後計画としても必要になってくるんじゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

答弁させていただきます。

確かに、若者向けの一般住宅が必要となってくるというのはいろいろな形で出てくる可能性もあるとは思いますが。ただ、一般向けの住宅になりますと単費で建てるわけにはいきませんので、そういう形になってきますと、一般住宅施策の対応になりますので、そのあたりのことも含めながら検討すべきものであると思っています。まずは、今、財産としてある空き家をうまく活用した中で、一戸建てで何とか対応できないかというのが当初の目的でございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこは今後も公営住宅自身は私は大変必要だというふうに思いますので、またその辺を検討・議論をいただきたいと思います。

それと、31から32ページの地域旅客運送サービスの関係なんですけども、その中に利用が少ない要因として、乗車運賃が非常に高額などが挙げられるという記述がございます。これは事実なわけなんですけども、ただ、実際のところ、これに呼応した対策というのは、高校生の通学補助というのはしていただいていますけども、一般的な部分では今はされていないというふうに思うんですね。やはりここが一つの要因だというふうにお認めになっている以上は旅客運賃自身の軽減ですね、それから高校生については、やはりできれば通学費は無償にしていくといったことも今後検討していただきたいというふうに思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ただいまのご質問でございます。公共交通につきましてはいろいろな問題が多々あると思っております。特に、今の段階でも路線バスの運行に対して補助金を使っているという状況でもございます。その上で料金をという話になってきますと、なかなかその分は難しい部分もあったりもします。ただ、公共交通がないまちというのはありえないと僕は思っておりますので、何らかの方策、また民間との協力等も含めながら今後は検討していきたいというように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこはまたよろしくお願いしたいと思います。

最後に、観光についてのお考えをお聞きしておきたいと思うんですけども、今、町長としても観光を一つのまちづくりの起爆剤として位置づけられているとは思いますが、先ほど来、質問等でも、まち全体がテーマパークみたいな話というのもあるんですけども、ただ、石寺の駐車場の問題もそうなんですけども、観光といった場合に

和束町の場合はどうしても生活空間と一体的なところがあると思うんですね。

大体ほかの観光地でいうと、そういうものと区別して観光ゾーンがあると思うんですけども、そういった意味では、一定そこも配慮しながら、ここに来ればというところのゾーンをしっかりと位置づけていくというか、全体というよりも、ここというところは一定絞りながら、そこに観光で来ていただくというような方向性も今後検討すべきじゃないかというような思いはあるんですけども、その辺の町長のお考えはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問でございます。

確かに、今、言われている観光の行い方というのは二種類の方法があると思っています。テーマパーク的に行う観光の方法、今、言われるように、ゾーニングをした中での観光のやり方、それと生活空間に入ってきた観光のやり方というものがあると思っています。

現実、最近の観光を見ていると、今、言われているエリアゾーンの観光というのはぼちぼちと陰りが見えてきていると。その中で生活空間に入ってきている観光がかなり増えてきているというのが現実の状況ではないかと思います。

これに対してモラルの問題がかなりあると思っておりまして、例えば、観光客が茶工場の中まで入ってくるとかというような問題が起こっていたり、農家の方々が観光客のために日々の業務を邪魔されているという言い方は悪いですけども、障害が起こっているというのは現実にあります。この辺はルールづくりの中で何とか双方にご理解を得ながら持っていきたいというように考えておりますので、その点については、和束町においては双方をうまく活用したいと思いますので、また、そのことによって地元のインフラを整備できるものであれば整備したいという考え方を持っておりますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいんですが、今回のこの計画は令和3年度に出されたものからの追加分だけの変更だということだと思ひんですが、28ページに（仮称）犬打峠トンネル化の早期整備促進ということで、令和5年度開通に向けて工事が着実に進んでいるとなっているんですが、これは令和5年度でできるのかどうか。今回修正されるのであればここも修正が必要ではないかと思ひんですが、そのあたりいかがですか。

それと併せて、45ページの保育園の耐震化、これも45ページでは施設改修を計画中であるとなっていて、次に47ページでは保育環境の向上を図るために施設改修を行うとなっているんですね。一方では計画中としながら、既に耐震化というのが終わっている中で、計画中进行中を施設改修を行うという文言に変更することによってなじむのかなというふうに感じたんですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課地方創生担当課長。

○総務課地方創生担当課長（冨田幸彦君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、今回確認させていただいて追加をいたしましたのは、今年度この計画にのせますと過疎対策事業債というものが発行できるようになるという効果のあるものでございまして、その事業を追加するという観点で変更させていただきました。

確かに、この時点修正ということでありましたので、全体を見直すということも一つあるのかなと思ひますので、今回につきましては追加の事業という観点でさせてい

いただきましたけども、今後はそれ以外の部分も見直していけるように考えていきたい
と思います。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

今回はこれで仕方ないと思うんですが、今後、計画を見直す前には、実施されてい
るところについては若干の修正も必要な部分も出てくるのかなというふうに思いまし
たので、よろしくお願いします。

確認なんですが、67 ページ、上から3 段目に茶源郷和東6 次化による雇用創出支
援事業というものがございます。これまでも雇用促進協議会のほうでいろいろセミナ
ーを行っていただいていたりするわけなんです。たしか先日の新聞折込みにも入って
いたかと思うんですが、これまでセミナーを開催される中で新たな商業者というのは
どれぐらい生まれているのかなというふうに感じるんですね。そういった取組を進め
ていただいている中で実のあるものにしていく必要があるだろうというふうに思いま
す。

それと58 ページに沿道型サービスエリアということで、トンネルからローソンあ
たりまでを沿道型サービスエリアとするということで、グリーンティ和東・運動公園一
帯を交流拠点のエリアとしてということになってます。こういう中で、先日も他の議
員の質問にもあったかと思うんですが、こういったところを今後どのように進めてい
こうとされているのか。

以前6 月議会でも、沿道型サービスエリアをどのように進めるのかということで質
問させていただいたんですが、まだまだあまり具体的な取組はないという中で、これ
は令和7 年までの計画ですから、一定、形が見えてきてもいいんじゃないかなという
ように思うんですが、そのあたりは町長、いかがお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ただいまのご質問でございます。確かに今、言われているところの部分につきまして何らかの計画はないのかという話でございます。

当時の答弁も含めると、一つは、雇用促進協議会が一定の整備をするための下準備をしてきたということでございます。和東茶カフェができて、あこに7業者程が集まってきたというのがあります。

もう一つは、そこに新たなお茶の駅構想をつくることはできないのかというような構想が出ております。これについては、今年度、一定の形が何かできないかということとで計画を動かしているのも現実でございます。

それと、その計画に合わせまして、牽引事業を5年前から事業化させております。これを今後5年間延長させる中で、新たに牽引できるものは牽引していきたいというような考え方を持っております。

併せまして、雇用促進協議会の事業が本年度で第5期が終了するということがありますので、雇用促進協議会の在り方も含めた上で検討を加えたいということで、実は昨日ですけれども、担当課のほうに指示を出したところでございます。その計画を元に事業をしていきたいというように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

先ほどの岡本議員の質問にも関連するんですが、観光で来ていただく中で、どう経済効果を生み出していくかということだと思うんです。先日も他の議員から質問がありましたけれども、お金を使っていただくところが少ないというのが現実でございますので、町内の経済を活性化させていく意味でも、やはりそういったところをしっかりと取り組んでいただいて、その中でまた雇用も生まれてまいりますので、そこはぜひ

前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、これは答弁は結構です。よろしく
お願いします。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第３２号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、原案のとおり
決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第３２号 和束町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
は、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前１１時まで休憩いたします。

休憩（午前１０時４８分～午前１１時００分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第６、議案第３３号 湯船辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とい
たします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第33号の提案理由を申し上げます。

湯船辺地における公共的施設の総合的な整備について、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、総合整備計画を策定したく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきたいと思いますので、議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第33号

湯船辺地に係る総合整備計画の策定について

湯船辺地における公共的施設の総合的な整備について別紙のとおり総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月26日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

朗読をもって説明とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総合整備計画書

京都府相楽郡和東町湯船辺地

1. 辺地の概要

（1）辺地を構成する町又は字の名称 和東町大字湯船

(2) 地域の中心の位置

大字湯船小字岩倉

(3) 辺地度点数

1 7 5 点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

本地域は和束町の北東部にあって、町の中心地から約 7 k m に位置し、東は滋賀県甲賀市信楽町、南は南山城村、北は宇治田原町に隣接しており、総面積の 8 9 % を林野が占めている。民家は、府道木津信楽線に沿って細長い峡谷斜面に階段状に密集している。

住民の日常生活は、主産業である農林業により支えられてきたが、近年は農林業所得の低迷や生活環境施設等の整備が不十分なため、若年層を中心とする労働力の流出、高齢化による生産力の低下等により、地域の活力は弱まりつつある。

このため、地域資源を活かして交流人口を拡大し、将来の移住定住につながる活力再生が急務となっている。

こうしたことから、生活や産業の基盤となる道路交通網の整備、橋りょうの補修等の施設整備を行うことが必要不可欠となっている。

3. 公共的施設の整備計画

令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 年間

単位は千円でございます。

区分 施設名：橋りょう、事業主体名：和束町、事業費 3, 0 0 0 万円、財源内訳でございますが、特定財源 1, 7 1 4 万 9, 0 0 0 円、一般財源 1, 2 8 5 万 1, 0 0 0 円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額 1, 2 8 0 万円、こちらにつきましては、町道湯船朝宮線の砂子橋の改修事業でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第 33 号 湯船辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 33 号 湯船辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 34 号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 34 号の提案理由を申し上げます。

令和 5 年 5 月 6 日から 8 日にかけての豪雨災害により発生した農業用施設災害復旧工事を施行するに当たり、土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において準用する同法第 87 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただいた次第です。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、議案第34号の説明をいたします。

議案第34号

土地改良事業の施行について（災害復旧）

和束町において、災害復旧事業を下記のとおり施行することについて、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、議会の議決を求める。

事業名：災害復旧事業、工事名：農地農業用施設災害復旧工事、内容：令和5年発生災害、数量：2件、金額：2,000万円

令和5年9月26日提出

和束町長 馬場 正実

今回提案させていただきました災害につきましては、本年5月6日から8日発生の豪雨災害により被災した農地農業用施設災害で、被災場所につきましては、釜塚及び石寺地内の2か所でございます。復旧に当たりましては、8月24日に災害査定を受検しており、現在、災害復旧工事に着手すべく準備を進めているところでございます。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

確認のために質問させていただきます。

今、釜塚と石寺の2か所で2,000万円ということをお聞きしたんですけど、別所地区で地すべりが起きたということは聞いているんですけど、それに対しての対策

は行われないのか、その辺を確認をしたいんですが。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、私のほうから答弁させていただきます。

別所地内につきましては、今から4年ほど前、地すべりの兆候がございました。その段階から経過観測を行っております。現時点で農業施設災害の場合につきましては分担金が発生しますので、巨額の費用が個人農家に負担がかかるということもございまして、面的に取れないかというような検討に今、京都府へお願いをしております。

二つの方法でございまして、一つの方法につきましては、公共用施設で地すべり災害が取れないのか、もしくは農業用施設として地すべりが取れないのかという観点から今、経過観測をしている状況でございます。

動いている部分とそれから保全すべき家屋・道路・農地等々の関係がございまして、今現在、農林と公共双方で検討していただいておりますので、結果、もう少し調査をした上で答えを出したいということで聞いておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

町長、それは以前に起こった池のほうというか、バイパスの地すべりだと思うんです。私が今お聞きしているのは、この夏に総務課長とお会いした時に1メートルの地すべりが起きているというようなことを聞いていまして、その辺の被害は軽微なものであったか、その辺の確認をしているわけなんです。その辺の答弁をお願いしたいんです。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、私のほうからお答えさせていただきます。

村山議員とお会いした現場につきましては、地すべりの工事が完了している場所でございます。町長が先ほど申し上げましたように、4年ほど前から、別所山のほうに向いて地すべりの兆候があるということで、現在、建設事業課のほうで調査を進めている場所でございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第34号 土地改良事業の施行について（災害復旧）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第34号 土地改良事業の施行について（災害復旧）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第35号 令和5年度和束町一般会計補正予算（第4号）、議案第36号 令和5年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第37号 令和5年度和束町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上3件を一括議題といた

します。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第３５号から議案第３７号の提案理由を申し上げます。

議案第３５号 令和５年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び祝橋整備事業や災害復旧事業費等において

議案第３６号 令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、取水ポンプの修繕に係る一般管理諸経費において

議案第３７号 令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、保険事業勘定における権利擁護事業費において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第３５号

令和５年度和束町一般会計補正予算（第４号）

令和５年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，８００万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４４億３，３６０万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月26日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

11款地方交付税、17億5,963万2,000円、2,422万7,000円、17億8,385万9,000円。

13款分担金及び負担金、6,564万1,000円、251万9,000円、6,816万円。

15款国庫支出金、3億2,722万5,000円、△79万1,000円、3億2,643万4,000円。

16款府支出金、1億6,282万4,000円、1,192万4,000円、1億7,474万8,000円。

19款繰入金、3億817万1,000円、48万円、3億865万1,000円。

20款繰越金、4,028万7,000円、434万1,000円、4,462万8,000円。

22款町債、11億1,160万円、4,530万円、11億5,690万円。

歳入総額、43億4,560万円、8,800万円、44億3,360万円。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

2 款総務費、6 億 5,461 万 1,000 円、1,683 万 9,000 円、6 億 7,145 万円。

3 款民生費、1 億 930 万 4,000 円、206 万 2,000 円、1 億 1,136 万 6,000 円。

4 款衛生費、4 億 7,208 万 2,000 円、870 万 4,000 円、4 億 8,078 万 6,000 円。

5 款農林業費、1 億 2,823 万 5,000 円、52 万 5,000 円、1 億 2,876 万円。

6 款商工費、1 億 2,105 万 3,000 円、51 万 2,000 円、1 億 2,156 万 5,000 円。

7 款土木費、2 億 9,303 万 2,000 円、1,172 万 9,000 円、3 億 476 万 1,000 円。

8 款消防費、1 億 9,684 万円、102 万 9,000 円、1 億 9,786 万 9,000 円。

10 款災害復旧費、1,456 万 2,000 円、4,660 万円、6,116 万 2,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚おめくりください。

続きまして、第 2 表 地方債補正でございます。

1. 変更ということで、起債の目的、補正前の限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

デマンド交通事業（過疎対策）、700 万円、証書借入又は証券発行、年 5.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものに

よる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後の限度額でございますが、１，０９０万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降、起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額の順に説明させていただきます。

祝橋整備事業（過疎対策）、２，１４０万円、３，２９０万円。

石寺橋整備事業（過疎対策）、３，９２０万円、４，７７０万円。

町道中溝学校線改良事業（過疎対策）、１，０９０万円、１，４１０万円。

橋梁補修事業（辺地対策）、４２０万円、５５０万円。

災害復旧事業、５６０万円、２，２５０万円。

計でございますが、補正前８，８３０万円、補正１億３，３６０万円でございます。

続いて、予算に関する説明書、令和５年度和束町一般会計補正予算（第４号）、資料Ｎｏ．３５に基づきまして説明を続けさせていただきます。

１ページから４ページにつきましては、総括ということで議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

５ページ、６ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

主な内容の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１１款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税、補正額２，４２２万７，０００円。こちらにつきましては、１節地方交付税で普通交付税として計上させていただいております。

１３款分担金及び負担金、１項分担金、１目災害復旧費分担金、補正額２５１万９，０００円。こちらにつきましては、１節農林業施設災害復旧費分担金でございます。

１５款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金、補正額が３１２万５，

０００円でございます。１節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金を計上させていただいております。

同款、同項、３目災害復旧費国庫負担金、補正額１，０３３万３，０００円、１節公共土木施設災害復旧費負担金、道路橋りょう災害復旧費負担金でございます。

同款、２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金、補正額が３０８万２，０００円でございます。こちらにつきましては、１節保健衛生費補助金で、主なものといたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金２８４万７，０００円を計上しております。

同款、同項、６目土木費国庫補助金、補正額△１，７３３万１，０００円でございます。

こちらにつきましては、３節道路橋りょう費補助金ということで、社会資本整備総合交付金（道路）分につきましては３２１万８，０００円の増額、道路局所管補助金（橋りょう）分でございますが、２，０５４万９，０００円の減額を計上しております。

１６款府支出金、２項府補助金、６目土木費府補助金で補正額が２００万円でございます。

１節土木管理費補助金で、きょうと連携交付金（町道維持修繕事業）として計上させていただいております。

同款、同項、８目災害復旧費府補助金、補正額が９９２万４，０００円、１節農林業施設災害復旧補助金でございます。

２０款繰越金、１項繰越金、１目繰越金、７ページ、８ページでございます。補正額が４３４万１，０００円、１節前年度繰越金でございます。

２２款町債、１項町債、１目総務債、補正額が３９０万円。こちらにつきましては、１節総務管理債で過疎対策事業債（デマンド交通事業）を計上しております。

同款、同項、６目土木債、補正額が２，４５０万円、１節道路橋りょう債２，４５０万円で、内訳といたしまして、過疎対策事業債（祝橋整備事業）１，１５０万円、過

疎対策事業債（石寺橋整備事業）８５０万円、過疎対策事業債（町道中溝学校線改良事業）３２０万円が主な内容でございます。

同款、同項、９目災害復旧債で補正額が１，６９０万円。こちらにつきましては、１節農林業施設災害復旧債で６８０万円を、また２節公共土木施設災害復旧債で１，０１０万円を、内訳といたしまして、道路災害復旧事業債で１４０万円、河川災害復旧事業債で８７０万円を計上させていただいております。

９ページ、１０ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても主な内容の説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額が４３０万８，０００円でございます。

こちらにつきましては、主な予算の内容でございますが、一般管理諸経費で３４３万２，０００円を、このうち会計年度任用職員の報酬として９２万１，０００円を、また備品購入費で庁用器具費として１００万８，０００円を計上させていただいております。

同款、同項、２目企画費で補正額が３０６万７，０００円でございます。

主な内容でございますが、１８節負担金補助及び交付金３００万円、まちづくり企画推進事業費の茶源郷まつり補助金として３００万円を計上させていただいております。

同款、同項、９目自治振興費で補正額が５３０万円でございます。

１１ページ、１２ページをお願いします。

主な事業でございますが、町葬実施事業で５００万円、このうち委託料として会場設営等委託料３７１万７，０００円、また映像編集等委託料で３３万円を計上しております。

同款、同項、１２目交通対策費で補正額が３９１万円計上しております。

主な内容でございますが、１２節委託料で３９１万円、こちらにつきましては、茶源郷乗合交通生活お届け事業、委託料で運行管理委託料３７５万２,０００円が主な内容でございます。

ページをめくっていただきまして、１３ページ、１４ページをお願いいたします。

４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費で補正額５９７万３,０００円を計上させていただきます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費ということで計上しております、主な支出の内訳でございますが、委託料４３５万１,０００円、このうちコロナワクチン接種委託料で２０５万円を、また接種会場設営等委託料で１９８万円を計上させていただいております。

同款、同項、４目環境衛生費で補正額２２６万１,０００を計上しております。

主な事業でございますが、１８節負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、繰出金ということで、簡易水道事業特別会計繰出金１４６万１,０００円を、また墓地整備事業費として墓地整備事業補助金８０万円を計上させていただいております。

１５ページ、１６ページをお願いいたします。

７款土木費、２項道路橋りょう費、２目道路維持費で補正予算額が４１０万円でございます。

主な内容でございますが、道路維持補修費として４１０万円を、このうち委託料で４００万円、測量設計業務委託料として計上させていただいております。

１７ページ、１８ページでございます。

同款、同項、３目道路新設改良費、補正額６５５万円を計上させていただいております。

主な内容でございます。祝橋整備事業で１,２０５万円の増額を、このうち工事請負費で１,１００万円増額で計上させていただいております。また、石寺橋整備事業

で工事請負費△1,200万円、町道中溝学校線改良事業で650万円を、公有財産購入費、用地購入費として650万円を計上させていただいております。

10款災害復旧費、1項農林業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、補正額2,200万円を計上しております。

主な内容でございますが、12節委託料ということで、農業用施設災害復旧事業（補助・現年）分として測量設計義務委託料を、また14節工事請負費として農業用施設災害復旧工事費として2,000万円を計上させていただいております。

同款、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁施設災害復旧費で補正額が460万円を計上しております。

主な内容でございますが、14節工事請負費、道路橋りょう災害復旧工事費として250万円を計上しているところでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

同款、同項、2目河川災害復旧費、補正額2,000万円でございます。

主な内容でございますが、12節委託料で測量設計業務委託料200万円を、また14節工事請負費で河川災害復旧工事費として1,800万円を計上させていただいております。

21ページ以降につきましては給与費明細を載せさせていただいておりますので、後ほどお目通しいたきますようよろしくお願いいたします。

なお、特別会計につきましては担当課長のほうより説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、議案第36号の説明をします。

議案第36号

令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億３９０万円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和５年９月２６日提出

和束町長 馬場 正実

おめくりください。

第１表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

６款繰入金、補正額１４６万１，０００円、計８，３３３万５，０００円。

７款繰越金、補正額３５３万９，０００円、計４５３万９，０００円。

歳入合計、２億３９０万円。

おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

１款総務費、補正額５００万円、計７，１５３万５，０００円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料Ｎｏ．３６をお願いします。

１ページから４ページまでは議案書と重複しますので、５ページをお願いします。

歳入でございます。

６款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金、補正額１４６万１，０００円、１節一般会計繰入金１４６万１，０００円。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 3 5 3 万 9 , 0 0 0 円、1 節前年度繰越金でございます。

おめくりください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 5 0 0 万円、1 0 節需用費、修繕費 5 0 0 万円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第 3 7 号の説明をさせていただきます。

議案第 3 7 号

令和 5 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 1 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2 , 1 1 1 万 6 , 0 0 0 円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 2 6 日提出

和束町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 4,238 万円、7 万 3,000 円、1 億 4,245 万 3,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 6,377 万 5,000 円、12 万 1,000 円、1 億 6,389 万 6,000 円。

5 款府支出金、1 億 465 万円、6 万 1,000 円、1 億 471 万 1,000 円。

7 款繰入金、1 億 766 万 1,000 円、6 万 1,000 円、1 億 772 万 2,000 円。

歳入合計、7 億 2,080 万円、31 万 6,000 円、7 億 2,111 万 6,000 円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

4 款地域支援事業費、3,281 万 3,000 円、31 万 6,000 円、3,312 万 9,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和 5 年度和束町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定）（第 2 号）、資料 No. 37 の説明をさせていただきます。

まず、初めに訂正がございます。この資料の 5 ページ、6 ページ、7 ページ、8 ページのページ番号が抜けております。申し訳ございません。おわびして訂正させていただきます。追記のほうをよろしくお願いいたします。

改めまして、予算に関する説明書の説明をさせていただきます。

1 ページから 4 ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただきます、5 ページ、6 ページをよろしくお願いいたします。

歳入でございます。

主なもののみの説明とさせていただきます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、補正額 12 万 1,000 円、1 節現年度分でございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

４款地域支援事業費、３項包括的支援事業・任意事業費、３目権利擁護事業費、補正額３１万６,０００円、１９節扶助費で権利擁護事業費、扶助費全額でございます。

以上、ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時４０分～午後１時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、日程第８についての質疑を行います。

２番、宗議員。

○２番（宗 健司君）

それでは、議案第３５号 一般会計補正予算（第４号）よりお聞きしたいことがあります。

説明書の１３ページ、１４ページの環境衛生費の繰出金、墓地整備事業費の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

はい、宗議員の質問にお答えいたします。

本年６月２日に発生いたしました豪雨によりまして、木屋地内の共同墓地の斜面の一部が崩壊いたしました。木屋地区から共同墓地補修工事に係る要望書が提出されているため、和東町墓地整備補助金交付要綱第２条第３項の規定に基づきまして、今回、予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

2番、宗議員。

○2番（宗 健司君）

ありがとうございます。

それでは、次に、先週の9月21日、こちらで決算特別委員会終了後の夕方のテレビニュースで報道され、また翌日の9月22日の朝刊新聞に掲載されていました和東町内の私有地への不法投棄について、テレビ・新聞等によると、不法投棄した犯人が逮捕されたとのことですが、その内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

宗議員の質問にお答えいたします。

テレビ・新聞等で報道されておりました和東町内の私有地での不法投棄の件につきましては、本年3月に別所地内の私有地に4トンダンプ2台分の建築資材が不法投棄されておりました。逮捕にいたりました経緯としましては、現場に向かう2台のトラックが防犯カメラに映っており、容疑者の特定につながったと報告を受けております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

2番、宗議員。

○2番（宗 健司君）

ありがとうございます。

湯船地区においても奥山のほうに各谷がいろいろありまして、その谷ごとに不法投棄防止のためチェーンブロックを役場のほうに設置していただいているのですが、それでも実際、不法投棄は多発しております。不法投棄を発見した場合は警察や役場のほうに連絡し、立会い等の対応を依頼しているところではございますが、湯船区にお

いても区の車にごみ袋等を積んで少量の不法投棄のごみなどは回収しております。それが現状ですけども、たびたび対応することは区にとっても大変負担となっていてありますが、不法投棄の量が少量であっても役場への応援依頼はできるんでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

はい、宗議員の質問にお答えいたします。

日頃から町環境行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

農村振興課といたしましては、不法投棄の連絡をいただきましたら、大小かかわらず迅速に対応したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

2番、宗議員。

○2番（宗 健司君）

ありがとうございます。

今年の5月に湯船区内において家財道具一式の不法投棄がございました。廃棄されたごみから幸い犯人の特定ができて逮捕とつながったのですが、それ以降も何度も同じ場所で不法投棄が繰り返されているのが現状です。

今回報道されていた件に関しましては、先ほど農村振興課長のほうからもありましたが、防犯カメラによって犯人確保とつながったとのことですが、防犯や安全の面からも湯船区内のほうに防犯カメラの設置を要望したいと思っておりますが、そのことに関しましては予算の状況もありますので、いかがなものでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

宗議員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町では地域の防犯という観点から、和東町コミュニティ振興事業補助金という制度がございます。これまでも石寺区のほうで防犯カメラの設置をしていただいたという経過がございます。また、木屋区につきましても自主的でございますが、木屋区のほうで独自で防犯カメラを設置して防犯活動を行っているという報告を受けているところでございます。今、湯船区のほうでも相当不法投棄があるということでございますので、できましたら和東町コミュニティ振興事業補助金を活用していただきたいと思いますと考えているところでございます。

補助金の内容でございますが、事業費につきましては30万円以上の事業が対象となります。補助率につきましては10分の4、限度額が50万円ということでございますが、区長様から要望書を提出していただきまして、本議会で予算計上をして承認をいただくと。その後、防犯カメラの設置をしていただくということで、10分の4の補助金でございますが、活用していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

2番、宗議員。

○2番（宗 健司君）

ありがとうございます。ぜひとも防犯カメラをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

では、私のほうから少しだけ確認をさせていただきます。

一般会計12ページなんですが、茶源郷乗合交通生活お届け事業委託料で391万円計上されております。この中で運行管理委託というのも入っているわけですが、以前、住民の方から、特に湯船の方からお聞きしたんですが、4月から奈良交通が運行

されていない中で、W a z C a r のほうを予約しようと電話するけども、なかなかつながらないという住民の方のお声がございました。それと、以前、公共交通会議の中でもお話しさせていただきましたが、時間帯によりまして予約ができない時間帯がある。これは児童の送迎の時間帯と重なるというところもあったんですが、そのあたり解消されているのかどうかお聞きしたいなと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課地方創生担当課長。

○総務課地方創生担当課長（富田幸彦君）

ご質問ありがとうございます。

電話がつながらないという点につきましては、運行の電話の予約の受付は運行事業者、タクシー事業者のほうに委託をしていますので、その窓口が専用というか、タクシーの予約と同じオペレーターの窓口を活用いただいているということもありまして、電話が若干つながりにくい時間帯があるということは確認をしているんですけども、何度か電話していただければつながるのは確実ですので、これにつきましては状況の周知も図っていききたいと思いますし、何度かお電話していただけたらというふうに思っております。

それから、時間帯によって予約ができないという事象ですね、これは6月の公共交通会議のほうでもご意見を頂戴しております。その後、連合の教育委員会のほうでスクールバスの予算を議決いただいたということで、スクールバスの運行の方向で動き始めているところがございますけども、バスの調達にはまだ時間がかかっているということでございますので、準備が整えれば、そのあたりの問題は解消していくものと考えております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

今年度はまだ実証実験期間中ということでございますけれども、やはり本格稼働するに当たっては、なるべくならタクシーの受付窓口と別に専用回線でしていただいたほうがいいのか。特に、公共交通がない地域の方が不便を感じないように、予約をしたい時間帯に予約ができる、それを利用できるという形を整えていく必要があるだろうというふうに思いますので、そのあたりは再度検討いただけたらと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課地方創生担当課長。

○総務課地方創生担当課長（富田幸彦君）

W a z C a r の専用回線ということで、今、タクシー事業者のオペレーターを共有することでコストを抑えさせていただいているというのが実情でございます。これにつきましてはいろいろと検討は重ねていく必要があるかと思しますので、運行体制自体の来年度から本格運行に向けて検討する中で、受付の仕方につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

先日、SNSとかいろんなお話も議員のほうからございました。伊根町のほうでしたらタブレットのほうから予約ができるとか、いろいろあるわけですね。先日、タブレットのほうも次年度更新予定というような答弁がございましたが、そういった形の中で、直接電話しなくても予約ができるような体制づくりも必要かなというふうに思います。そのことによって、相手につながらなくてもネット回線を通じて予約ができるということになると思いますので、そういった形のシステムづくりというのも次年

度に向けて取り組んでいただけたらと思いますが、そのあたりはお考えいかがですかね。

○議長（吉田哲也君）

総務課地方創生担当課長。

○総務課地方創生担当課長（富田幸彦君）

現在もスマートフォンですとかパソコンを使って予約が可能なシステムも電話と一方で準備はさせていただいているところです。茶源郷システムの中にも、そちらでボタンを押しますと電話がつながると。結局、電話の予約という形にはなっております。このシステムを変えますと大きく費用もかかってくるのが考えられますので、なかなか難しいかもしれませんが、できる限りスマートフォンですとかパソコンでの予約ができるように使い方を周知するような活動も考えていかなければならないと思っております。

○議長（吉田哲也君）

4番、高山議員。

○4番（高山豊彦君）

他の市町村でLINEを活用したいいろんな申請手続きができるというようなアプリを開発されているところがございますので、そういったことも含めて、なるべく予約したいときに予約ができる体制づくりを検討いただけたらと思いますので、そこはご答弁はよろしいです。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

1番、村山議員。

○1番（村山一彦君）

それでは、数点質問をいたしたいと思います。

その前に、馬場町長に御礼を申し上げたいと思います。

以前から、堀町長の時代から、府道木津信楽線の雑木の伐採をお願いしていましたが、今月に入ってきれいにやっていただいております。非常に通行がしやすくなったので御礼を申し上げたいと思います。井上課長、ありがとうございました。

それとですね、先ほど宗議員のほうから不法投棄について質問がありました。私は、不法投棄じゃないんですけど、ごみ問題です。

第4火曜日、園地区は粗大ごみの回収日になっています。日曜日の夕方、犬の散歩をしてましたら、うちの近くで陳列棚とか、木材製のいろんなごみが出てました。昨日の夕方通りかかったら既になくなっていたんです。私もあまり気にもしてなかったんですが、今日聞きますと、これは要するに事業ごみと。中区のほうにも大量に置かれていたということを聞きました。要するに、中尾園、あそこがせんだってから草やらきれいになってました。そろそろ解体工事に移られるのかなと思ってましたら、シャッターが開いてる時期もありました。中のものを出されてたと思います。粗大ごみは月1回ですので、次も可能性はあると思います。だから、恐らく事業者としては焼却費用もいただいていると思うんですけど、要するに、町の回収のほうへ行ったらタダになるというようなことで置かれているかと思うんですけど、要するに今、落とされた業者、あそこへ注意をしていただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員の質問にお答えさせていただきます。

私も昨日通報を受けまして、現場を確認いたしました。ごみを運んでいる方に直接確認ができたのでお話しさせていただいたんですが、金銭等の受け渡しはなく、引越しのための掃除をしておるというふうに聞いております。私も確認させていただいたんですが、ただ、荷物自体が多くあって、近所の方も驚かれたようで、そのように

昨日はお話はさせていただきました。一応、粗大ごみの収集日の間違いもなく、集積場所も正規に置かれていましたので、回収業者にも確認したところ、全てのごみは回収されておりました。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

1 番、村山議員。

○1 番（村山一彦君）

あそこは既に長らく事業をされておられません。だから、生活ごみじゃないんです。要するに、あれは事業ごみに分別されるんじゃないかなと思うんですけど、だから、その辺は断ることもできるんじゃないですかね。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

はい、お答えさせていただきます。

私、先ほども申しましたが、現場には中も園も見には行かせてもらったんですが、大きい棚もあれば自転車とかほかのものもたくさんあったので、実際どれが中尾園が出されたごみか見分けがつかないような状態でありまして、判別するのが難しかったです。

ただ、冷蔵庫とか、出してはいけないごみはなかったのは確認いたしましたので、回収業者のほうにも確認したら、一応持っていってもらえるということで昨日は全てのごみは回収させていただきました。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

1 番、村山議員。

○1 番（村山一彦君）

その辺は後でまた町長なり答弁をお願いします。

それでは、１０ページ、茶源郷まつり補助金３００万円を計上されていますが、せんだって総務課長は１１月３日ぐらいというようなことをおっしゃっておられたんですが、今から考えると無理だと思うんです。だから、いつ頃になるか、目途だけ答弁をお願いしたいんですが。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回９月補正で茶源郷まつり実行委員会補助金ということで３００万円計上させていただいております。本来でしたら７月までに実行委員会を開催して日程をはかるとというのが本来でございましたが、前堀町長が亡くなられた経過もございまして、今回になっております。

この補正予算がとりましたら早急に実行委員会を開催しまして、できるだけ早い時期に、また農家の皆さんのご迷惑にならないような時期を検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

１番、村山議員。

○１番（村山一彦君）

ありがとうございます。

そして次は、１２ページですけども、町葬の実施事業で５００万円計上されております。そのうち委託料として会場設営等委託料が３７１万７,０００円計上されているんですが、その内容をお教え願いたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

今回、会場設営費という形で、今うちのほうで予定をしておりますのが、全員協議会のほうでもお話しさせていただきましたように、１２月に予定をしている事業でございます。和束小学校で町葬のほうを行うということで、会場の椅子であったり廊下のシート、また受付のテント、祭壇ですね、そのあたりの費用を委託料ということで計上させていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

１番、村山議員。

○１番（村山一彦君）

ちょっと高額だと思いましたけども、祭壇がかなりかかるんじゃないかと思います。その辺のこともまた後で金額等をお教え願えたらと思います。

そして、最後、１７、１８ページの土木費になるんですけども、１８ページの一番上ですけども、測量設計業務委託料として４００万円というのが計上されているんですが、道路維持補修費として１６ページには載っているんですが、設計業務委託料というのはどのような設計業務か、この辺を答弁願いたいんですが。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

毎年、各区からの要望等何件かいただきまして、そのうち危険な箇所を精査いただきまして修繕すると。修繕工事をする前の測量設計業務委託料でございます。

○議長（吉田哲也君）

１番、村山議員。

○ 1 番（村山一彦君）

課長、16 ページに道路維持補修ということで410 万円ということは、道路維持補修の工事費じゃなしに、それに関する設計業務が400 万円かかるということですか。

○ 議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○ 建設事業課長（井上博丞君）

そういうことでございます。

○ 議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

まず、補正予算全体について町長に伺いたいと思いますけども、町長は、町行政として優先的に今、力を傾けるべきことというのはどのようにお考えでしょうか。

私は、日々深刻さを増している異常な物価高騰などから、暮らしや生業をしっかりと守っていく、支えていくということであって、少なくとも年末に今されようとしている町葬ではないと思うんですね。しかし、実態としては、そもそも予定になかった町葬の費用には500 万円を計上する一方で、そういう物価高騰などから暮らしを守る肉付けというものは全く見当たりません。町長はどういうおつもりなのかということなんですね。

9 月補正でそういったものが計上されなければ、やはり年末に向けた支援というのは事実上できませんし、来年度予算まで先送りになるといった危険もございます。暮らしや生業の状況というのは、そんな悠長な状態ではないというふうに私は思いますけれども、なぜこの9 月補正でのそういった意味での肉付けが全くないのか、そもそも検討されたのか、また今後、臨時会等もできないことはありませんから、そういった点での追加も含めて、今、考えておられるのか、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、町葬の件でございますが、これにつきましては12月に実施するという方向で動いております。そのために今回計上させていただきました。

これにつきましては、前堀町長の葬儀の関係は身内で行うということになっていました。町民の方からいろいろお話も受けてまして、住民の方々がそういう場所はないのかということも聞いておりましたので、それも含めて、住民の方々にもそういう場所を設定するというので、今回計上させていただいたものでございます。

それと、経済対策でございます。経済対策につきましては、5月の臨時会、6月等で一定の部分は出してあると私は判断しております。今後10月に開会されます臨時国会の中で新たな経済対策等が出てきました場合につきましては、今、岡本議員がおっしゃられましたように、臨時議会もまたお願いすることになるかも分かりませんが、そういうことも含めて、国と府と連携した中で経済対策等の予算の補正が出てきましたときには、町も頑張ってついていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

本当に話にならないというか、大変悠長なお考えだというふうに思うんですね。

5月に国の交付金があってそれを具体化されたけども、それはほぼ終わりました。6月されたって何をされたんですか。堀町長でしたけども、ほぼ何もされてませんでした。ですから、本当に今9月議会に何をすべきかというところが町長はお分かりではなかったんじゃないかというふうに思わざるを得ないというふうに思うんですね。

町葬の件については何も聞いておりませんので、今から聞かせていただきます。

まず、確認したいのは、この町葬の実施というものをそもそも正式に決定されたのはいつなのか、また、その事務的な根拠になる要綱というものを先日示していただきましたけれども、それはいつ定められて交付されたのか、それはどのような経過で検討されて決定されたのか、その説明をまずいただきたいと思うんです。

また、今回、全額公費による町葬という形にされたのはなぜなのか。先ほど住民の中からそういう声があったからなんて言われましたけども、それだったら町長など有志で企画をされて、故人の功績を称え、しのぶ形でのしのぶ会などではなぜ駄目なのか。また、当たり前ですけども、町葬に経費５００万円は当然ながら今年度の予算には予定されてませんでした。しかし、これはもともとなかったんだから、どう捻出されたのかということですね。

私は、７月３日の全員協議会で、仮に実施する意向だとしても、住民的な理解や合意が最低限必要だというふうに指摘させていただきました。今回５００万円もの公費、つまり住民の方の税金で一個人の方の葬儀費用を賄うということであれば、まずは主権者である納税者である住民にちゃんと説明をして理解を得るとというのが最低限、私は先だというふうに思うんですけども、そういった努力というものは具体的にどうされたんでしょうか。その辺、町長、答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

葬儀を行うわけではございません。あくまでも堀前町長が２２年間行われた、また約５０年間、和東町行政に対して身を投じられたということに対しての敬意も含めまして今回実施をするということでさせていただいた経過でございます。

住民の理解ということにつきましては、私のほうにもいろんな形でそういう話が来

てましたので、それを以って判断し指示をしたということでございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

だから、そういった方が何人おられたんですか。公費を使うわけですから、葬儀じゃないと言われたけど、これは町葬なんでしょう。町として葬ると書いてありますよね。そういったものを公費でやるということが、なぜ今回、有志によるしのぶ会では駄目なのかということを私は聞いたんです。その答弁は何もないじゃないですか。大事な問題なんですから、人の質問をちゃんと聞いておいてくださいよ。

いずれにしても、そういう意味では、経過を見てもちゃんとした経過を全く踏んでおられないというふうに思うんですね。そういう中で500万円もの公費をここにつぎ込むというのは大変許されないというふうに思うんです。

それでですね、町葬の実施というのは去年の安倍元総理の国葬のこともありましたけども、憲法が定める法の下での平等に反し、行政としての公正公平の原則に反するというふうに思うんですね。町長は私の一般質問で、憲法を遵守するということは言われましたよね。であれば、人の死の重さや意味には優劣も差別もないというのが憲法の立場だと思うんですよ。もし、そういうお考えであるならば、特定の個人を特別扱いして全額公費で葬儀、町葬を実施するということは、法の下での平等や行政の公平公正という原則と私は矛盾するんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺お聞きしたい。

そして、要綱の中では、故人の功績を称えと書いてありますよね。単に何か追悼するとか、しのぶという場じゃないんですよ。功績を称える場なんですよ。これらは具体的に何をもって功績というふうに認定されているんでしょうか。また、規定されているんでしょうか。今回の場合、何が功績というふうに認定されて、だから町葬するんだというふうになっているのか、その辺、先ほどの法の下での平等に反するんじや

ないかということと、今回の功績というふうに言われているけれども、それは具体的に何を指しているのか明確に答弁いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、個人の部分と公の部分がございます。今回、堀町長の功績につきましては、やはり和束町の財政の立て直し、それから公共施設等の整備等々を22年間、もっと言いますと、職員時代から行っていただきました。特に今の福祉センター建替えにつきましても大きなお金が必要となっていました。こういうお金をしっかりと財政を立て直す中でやってこられたということが、今後、住民にとっては利のほうに走ると思っております。そういう意味からも、功績を称えるために今回は町葬という形で整理させていただきました。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

ちゃんと答えておられませんよね。初めの公の部分と個の部分がありますと。それはそうですけど、そもそも法の下の平等に反してないんですかって聞いたことですよ。答えておられないですよ。これは明確に反すると思うんですよ。

今、言われた功績というのがそういうことだと、大変ざつくばらんというか、ざっとしたようなことしか言われてませんから、何でもいいのか。あなたがそう認定されたら功績なんだという大変恣意的な曖昧な根拠でしかないと思うんですよ。

例えば、町長、先ほどのものがもし功績と言うんだったら、それは前町長が一人で取り組まれたものではないですよ。何よりも住民の皆さんの理解であるとか協力、また、もちろん職員の皆さんや私たち議会や京都府や国など関係者のそれぞれの立場

での尽力というもの、また役割の発揮というものがあつた結果であつて、町長もその中のお一人として役割を果たされたにすぎないというふうに思うんですよね。それは特別なことでもなくて、町長の立場として果たすべき当然の役割であり仕事だと思うんです。それを特定の方だけを取り上げて特別扱いするというのは公正公平じゃないんじゃないですか。

それとですね、この功績という考え方も町長としての評価というものですよね。これは様々な考え、立場の違いで、また時代によって大変別れるものだと思うんです。

例えば、町長が一番最近取り組まれたものというのは水道料金の大幅値上げがありますよね。これ一つ取っても住民にまともな説明もされずに、暮らしが大変なときに負担増を押しつけた失政だという評価もあれば、安心・安全な水を安定的に供給する上で必要な値上げであつて適切な判断という評価もあるわけで、そういう立場に立てば、これさえも功績になってしまいますよね。だから、どんな問題も両面もしくは多様な意見・評価があるわけで、一面的・一方的な評価はできないというのがこの問題だと思うんですよね。

ところが、町葬にしてしまったら、２２年間の町長の歩みとか功績というものを一面的で一方的に称賛して美化することになることは確実だと思うんです。そういったことは、例えばご家族の方や町長と親交のある関係者の方が独自にされることは自由ですよ。ですけども、行政が公費を使って一方的な評価を住民に押しつけて弔意を事実上強制するということになりますし、これはやはりそういう意味でも憲法の規定にも反するというふうに私は思うんですけれども、そういったことは町長ね、お考えになりましたか。その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

まさにおっしゃられるとおりだと思います。私は堀 忠雄氏個人をしのぶ会をする

つもりはございません。あくまでも和東町長として行われた事業に対する功績を称えたい。

これにつきましては、おっしゃるとおり、住民、それから職員、いろんな方々が協力された。確かにそのとおりでございます。そういうことをもって、今回、和東町として和東町の町葬という形で実施させていただきたいというのが私の思いです。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

私の言ってることは分かりますかね。私が言ってるとおりでと言われたけど、言われていることは逆じゃないですか。言ってるとおりでと言うんだったら町葬はできないんじゃないですか。一人の方の功績というのを、全部、堀町長の功績だと言って称えて、500万円使って町葬してあげるなんていうのは、今の時代にそんな特別扱いというのが和東町では許されるのかと、私はそういうことだというふうに思います。そういう意味では、町長自身も、やられようとしている意味をよく分かっておられないんじゃないですかと今、思いました。そういう意味では、そんな下で500万円も使われるんなら大したもんだなというふうに思いますけども、今からでも私は見直すべきだと思いますし、私は中止すべきだというふうに思います。

それでですね、経費の関係をお聞きしますけども、そもそもこの500万円という根拠は何なのか。先ほど371万円が会場設定と委託になるということでもありますけども、例えば、映像編集委託料に33万円使われますよね。これは多分、前町長の22年間の歩みや功績というものを振り返るためのものだと思うんですよね。33万円もかけて一人の方のものをこうやって記録を作ってあげると。多分、その当日流されるんだと思いますけど、この映像というのはその後どうされるんですか。そのとき流して、後どうされるんですか。公費で作って、後、使いようがないじゃないですか。その後、そんなものどうされるんですか。今後どういうふうに町の財産になるんです

か。それはどういう扱いを予定されてますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

確かに言われるとおり、そういう映像を作ろうということで計画した見積もりが33万円でございます。あくまでも著作権は和東町でございますので、和東町の財産になると思います。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そのときしか使えないものを33万円もの税金を使って、その人のためだけのものを作るなんていうのは税金の無駄遣いでしかないというふうに言わざるを得ないと思うし、そういうものにお金を使えるんだったら、初めに言いましたけども、なぜ、暮らしの問題とかに全く目が向かないのか。本当に町長の姿勢が表れているというふうに言わざるを得ないと思うんです。

それでですね、この町葬の問題で最後に確認しておきたいんですけども、仮に実施されたとしても、住民の皆さんに対しては、例えば、町葬を行うときに全体に黙祷を呼びかけるとか、そういうような弔意の強制になるようなことはやはりすべきじゃないと思うんですね。もしする場合、その辺はわきまえて、住民に対してしのびたい方はしのばれたらいいけれども、弔意の強制というものは町としては行わないということでそこは確認してよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

参列につきましてはご自由にしていただいたら結構かと思っております。そのために一般席も設けておりますので、そこについては、町としては弔意を催してもらえ方は催してもらえばいいと思いますし、そうでない方については、それは解釈の仕方ですので、それはお任せいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

町長は私が言ってることはよく分かってないような感じもしますけどね、いずれにしましても、これは憲法違反であり、公平公正さにも欠ける町葬と言わざるを得ないと思いますし、こういうことに500万円もかける一方で、暮らし、そういったものに全く肉付けのない補正予算というのは本当にこの現時点で許されないというふうに思いますので、その辺についてはちゃんとやっていただきたいと思いますので、それは強く要望しておきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

反対です。

日本共産党の岡本正意です。私は、議案第35号 令和5年度一般会計補正予算（第4号）に反対の立場から討論を行います。

第1に、今回の補正予算には、現下の物価高騰などから住民生活と生業を守り支えるための予算が全く計上されていないことであります。

8月に就任された新町長がまず何よりも最優先に目を向け、取り組まれることが求

められるのは、昨年来から続き、今年度においても深刻さを増す物価高騰などからどう住民生活や生業を守り支えるかにあります。それは国や府の動きを待っているのではなく、町として可能な限り手を打って途切れのない支援を行うことです。

これから年末を控える中で、住民が安心して年を越えられる環境を少しでもつくるには、この9月議会での対応が極めて重要になり、逆に言いますと、ここで対応が遅ければ、年末年始はおろか新年度予算での対応まで先送りされる事態となり、全く役に立ちません。

町長は一般質問での答弁でも、まずは当初予算の確実な執行でと言われましたけれども、当初予算そのものが無策であって、緊急事態にふさわしい内容になっていないことをもっと自覚される必要がございます。

今回、計上された一町長のための町葬の経費500万円は大金です。同じく計上された茶源郷まつり補助金は300万円。町全体の祭りの経費よりも予算規模が大きく、一般質問で要望した、例えば学童保育料の2年半分にも当たる額です。これだけの予算をポンと計上できる一方で、深刻な物価高騰から暮らしや生業を支える予算は全くない。町長は一体どこを見ておられるのか、どういうおつもりなのかと言わざるを得ません。

今、町長が優先的にやるべきことは、町葬の実施に労力を割くのではなく、暮らしと生業への支援であります。直ちに補正予算を検討されて、臨時議会での対応も含め迅速な対応を強く求めたいと思います。

第2に新型コロナ対策について触れておきたいと思いますが、今回の補正予算ではワクチン接種関連の予算が計上されております。これ自身は必要で重要なことであり、接種を希望する方が漏れなく接種できるよう求めておきたいと思いますが、これだけではやはり不十分です。

5月に5類移行が実施されましたが、これは何もしなくてもよいわけではなく、ウイルスの特性も何ら変わっておらず、その後も変異を繰り返して感染力等はより強ま

る傾向にあります。また、感染後の後遺症は多発しており、人によっては重い症状が長期にわたるケースもございます。軽視できないのが実態です。にもかかわらず、感染予防対策は、個人はおろか行政レベルでもほとんど皆無に近い状況になっており、その結果として昨年の第8波を超えるレベルの感染拡大が起こっており、救急現場や医療機関での逼迫状態が相変わらず再発しております。

今後、寒冷期の流行も懸念され、インフルエンザとの同時流行も既に全国的には起きている下で、行政としてももう少し緊張感を持って感染症対策としてやるべきことはやる姿勢で対策を強化していただきたいと思います。

特に二つ要望しておきます。

一つは、無料検査の再開や、また最低でも軽減措置を行うなど、検査しやすい環境整備をしていただきたい。

二つ目は、感染状況などの情報提供の強化であります。5類移行で感染状況の把握は定点把握になり、一定の周期での発表もございますが、ほとんど情報が入らないのが実態です。京都府などが発表しているデータとともに、町内の医療機関等での感染状況を集約し公表をするべきであります。

マスクの着脱も含め、個人の判断での感染予防対策が言われますが、個人での判断を求めるならば、判断できるだけの情報がなければ判断さえできません。何も情報を与えずに判断せよというのは無茶苦茶であり、可能な限りの情報を把握し、分かりやすい形で住民に周知・提供されることを求めていると思います。

第3に、町葬の実施への支出は適切ではないことです。

全額公費で実施される町葬は、単に故人の死を悼み、しのぶ場ではなく、要綱に「故人の功績を称える」とあるように、「功績」という極めて曖昧な根拠・概念であり、その時々行政や町長の姿勢や立場に影響されやすいものを基準に行われるものであって、昨年の安倍元総理の国葬の際にも様々な問題が指摘されたことを踏まえ、最低でも慎重で丁寧な検討が求められると考えますし、本来は憲法上から判断しても

実施すべきではないと考えます。

そのまず1点目に、住民的な理解や合意に基づくものではないことです。

様々に検討すべき論点があるとともに、500万円もの多額の公費を一故人の葬儀のために支出することの是非も含め、広く住民に説明し、意見を聞くこともなく町葬を実施し、経費を支出することはきわめて不適切です。

2点目に、憲法がうたう「法の下での平等」の原則に反するからです。

人はどんな立場の違いがあっても同じ人間であり、差別されない、これが憲法の立場です。まして、人の死の重さや扱いに優劣や差別があってはならないのも当然であります。しかし、町葬は要綱の規定にあるように、故人の功績という曖昧な根拠で、極めてまれな立場にある人だけを対象に全額公費で葬儀を行うもので、明らかに特別扱いであり、法の下での平等に反します。このような葬儀という極めて精神的な色合いの強い場を使つての特別扱いは、えもすれば特定の人物やその思想等の崇拜や神格化、無批判な賛美にさえつながりかねません。

また、今、世界的にも日本でも人権問題の発展や多様化が進みつつある中で、とりわけ未来を担う子どもたちや若い世代に、「人間は平等ではない。特別な人が存在する」という行政として誤った世界の人権の流れに逆行するメッセージを示すことになることを危惧しております。

3点目に、「故人の功績」や町長としての歩みを一面的・一方的に評価し、無批判に賛美することは許されないことです。

そもそも何を功績として認定するのかは、各個人の立場や考えによって異なります。その時々の方策やその評価はそのときの政治的多数派により実行され、実績や功績として評価されることが多いですけれども、それ自身は民主主義社会の在り方としては当然の姿ではあります。しかし、それは行政の姿勢や立場の変化や時代と共に変わり得るものです。また、仮に功績があったとしても、それは町長だけが評価され特別扱いを受けることではありません。どんな事業も、何よりも住民の運動や協力があり、

職員の皆さん、議会、関係団体などの尽力があって進んだり実現したりするものであって、町長もそのお一人として役割を果たしたということであり、特別なことではないばかりか、町長として当たり前のことです。また、これも当たり前ですけれども、町長としての歩みは、評価できることもあれば批判されることもあります。

町葬の実施は、以上述べたような多面的・複眼的に見なければならない功績や町長の歩みを一面的・一方的に賛美し、それを町として事実上押しつけるものであり、適切ではありません。

私は、6月議会後の議会広報でも書かせていただきましたが、前町長が公務出張中の事故で命を落とされたことは極めて残念ですし、今も本当に信じられない思いです。まだ若い頃にこの和東に移住し、議員になったばかりでまだ何も分からない状態だった私に、政治的な立場はもちろん違いますけれども、気さくに接していただき、何かと教えていただいておりますことは感謝に堪えません。

この22年間、様々な問題で論戦を交わし、立場の違いから時には厳しいやり取りもありましたけれども、その一方で思いが一致し、よりよい施策の実現を喜び合うこともありました。私の28年間の議員活動は、22年間の前町長とのやり取りの中で鍛えていただき、成長につなげていただいたと心から感謝しております。だからこそ葬儀にも参列させていただき、自分なりに前町長の死を悼み、故人をしのばせていただきました。それは、私だけでなく多くの皆さんもそれぞれなりにそうされたと思います。

それでもうよいのではないのでしょうか。それぞれの立場や思いでしのぶべき人の死に曖昧な基準や根拠で理由をつけて、誰もが同じはずの人の死に差をつけて特別の意味を持たせるような町葬はすべきではありません。もし、どうしても、特別に故人の功績を称え、しのび、冥福を祈る場を設けたいのであれば、思いを同じくする方で協力され、費用を分け合う形で実施されればよいのではないのでしょうか。それならば何の問題もないと考えます。今からでも検討し直されることを強く求めて反対討論とい

たします。

○議長（吉田哲也君）

7 番、畑議員。

○7 番（畑 武志君）

賛成です。

令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）について、賛成の立場から討論をいたします。

最初に、今回のこの補正予算は 1 2 月 3 日に予定されている町葬の予算が計上されております。不慮の事故で亡くなられた堀前町長の 2 2 年間の町政に尽力された功績を町民の皆さんとしのび、そしてその機会として実施されるものであり、和束町が主催するものであると、当然そのように考えております。

また、新型コロナウイルス感染症は本年 5 月から 5 類感染症の位置づけとなり、一律に外出自粛や行動制限を求められることはなくなりました。しかしながら、いまだに終息とは言えず、引き続き感染状況に注視しつつ事業を進めていく必要があると思います。新型コロナワクチン接種事業については、集団接種・個別接種の機会を確保し、感染拡大防止に資するものと考えております。

また、祝橋整備事業においては本年 1 2 月に完成し、中地域の利便性の向上が図られるものであり、今回の補正予算において可決されなければ工事はさらに遅れるものであり、住民の皆さん方に大変ご迷惑をおかけするものであり、また、5 月、6 月の豪雨で被災した町道・河川等の災害復旧事業等の予算計上が提案されていますが、いずれの施策も住民生活に必要不可欠であり、かつ迅速な対応が求められる事業でございます。

したがいまして、令和 5 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）については、賛成するものであります。

皆さん方の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第３５号 令和５年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第３５号 令和５年度和束町一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決されました。

議案第３６号 令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３６号 令和５年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

議案第３７号 令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第３７号 令和５年度和束町介護保険特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

日程第９、発議第６号 物価高騰対策の抜本的な強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

発議第６号 物価高騰対策の抜本的な強化を求める意見書についての提案理由を申

し上げます。

異常な物価高騰に終わりが見えない中、暮らしや生業はますます厳しくなっており、小手先ではない抜本的な対策が求められていることから、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙意見書を読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第 6 号

物価高騰対策の抜本的な強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 5 年 9 月 26 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

物価高騰対策の抜本的な強化を求める意見書

異常な物価高騰が止まらない中、暮らしと生業の困難が日々深刻さを増しています。特にガソリン等の燃油関係の値上がりが激しく、自家用車両での移動が主流である本町住民の負担はますます増える一方です。また、この間の肥料等の経費高騰は、本町の基幹産業である茶業経営にも深刻な影響を及ぼしています。電気やガス、水道などライフラインに関わる負担も大幅に増える中、年金削減が続く高齢者をはじめ労働者の実質賃金も前年度割れが続くなど、どの年代、世代においても厳しい状況が広がっています。このような中、GDP の 6 割を占める個人消費の落ち込みが顕著となるなど、経済も暮らしも立て直しが急務となっています。

政府は、高騰するガソリン価格を抑制するため元請への補助を継続し、リッター 17.5 円程度に抑制するとしていますが、そもそもこの間のガソリン価格の高騰の原因は外的なものでなく、むしろ政府の補助縮小と政府が主導する円安という内的な問題による影響が大きいのが現状です。局所的、場当たりの小刻みな対応・対策ではな

く、根本的・抜本的に暮らしと生業を支える対策の強化が求められています。そのためにもまずすべきは消費税の減税であり、新たな増税であるインボイス導入は中止、最低でも延期すべきです。また、年金の増額、大幅な賃上げを行うとともに、介護や医療、子育てや教育費の負担を減らし充実を図るなど、部分的ではなく総合的な対策を直ちに実行すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月26日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財 務 大 臣 鈴木 俊一 様

経済産業大臣 西村 康稔 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

農林水産大臣 宮下 一郎 様

文部科学大臣 盛山 正仁 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、2、3お尋ねさせてもらいたいと思います。

世界基軸通貨であるドルと日本の円との交換比率問題でアメリカのインフレ抑制のためにドルの流通規制によるものでありますけれども、日本の内的なものではなく外的なものであるというふうに私は思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

今の物価高騰の原因の一つにウクライナの戦争などでの原油価格の高騰であるとか、そういった外的な問題が全くないとは思いませんけれども、むしろ今の円安の状況というのは、アベノミクス以来、輸出企業の利益を上げていくという方針の下に円安誘導が行われてきたというのは紛れもない事実だというふうに思いますし、それが輸入に頼る日本の物価を引き上げているということは否めない事実ではないかと思います。

○ 議長（吉田哲也君）

5 番、井上議員。

○ 5 番（井上武津男君）

結局、ドル高でアメリカの問題であって、これは日本の問題ではないです。

それと、インボイスに関しては税の収納公平を期するものであって、法律にのっとることが必要であると私は考えておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○ 議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

ドルの関係でいいますと、アメリカ等は今、利上げのほうを行く中で、そういった方針を取っておりますけれども、日本政府がそれに逆行する形で低金利を続けていくと、政府の方針によってそういうことが引き起こされているという側面もあるという意味で内的な問題だということも言っております。

それと、インボイスの問題ですけれども、よく益税とか言いまして、消費者が払った税金を業者が預かってそれを納めるだけなんだと。それを 1,000 万円以下の方からも預かり金として売るわけだから、納めるのは当然じゃないかというような議論がありますけれども、これは全く正しくないということです。

もともと消費税というのは、もともとが売上げ税というふうに初め言っていたよう

に、税を納めているのは業者なんですね。その売上げに係る人件費とか、そういったものに係る税金なんです。ですから、公平な価格競争であるとか設定が行われている下とか、また大手の企業と下請の企業との公平な関係があるのであれば、一定、井上議員が言われることも利がある面もあるかもしれませんが、そういったことが全くなくて、大きい企業が大変優位な状況にある。そして、中小零細の企業については値段を下げるのも大変だという中で、税の負担だけが大きくなっていくという状況がございます。いわゆる個人レベルでも住民税非課税世帯というのがありますけれども、それは生計費を税金を及ばないという原則があると思うんですね。いわゆる応能負担ですね、そういった原則に基づいて1,000万円以下の業者からは消費税は取らないというような措置が取られてきたと思います。

今回のインボイスというのは、そういう体力のない中小業者からも容赦なく税金を取っていくと、そういう性格がある下で、今、多くの方が反対しているという状況があるんじゃないでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

5番、井上議員。

○5番（井上武津男君）

本来、税金というのはみんな公平に取られて当たり前だと思っております。ところが、当初、消費税ができたときには、3%という形でかなり税率が低かったがために1,000万円以下を収納するのにそれ以上の費用がかかるということで、これをやめておこうという形でそのままやってこられたという形であると思います。

ところが、8%、10%になったときに不公平感がかなり出てきておりますので、やはり公平性を期するためには、インボイス制度は確実に実施するべきだと考えております。

○議長（吉田哲也君）

5番、井上議員。

○ 5 番（井上武津男君）

もともと消費税というのが不公平な税制だということなんです。お金持ちであろうが経済的に大変な人であろうが、同じだけのパーセントがかかるというのは公平とは言いません。これは逆進性の高い不公平な税制だということを井上議員はお忘れなのかというふうに思います。

公平な税制というのであれば、今、大もうけしている大企業とか、そういうところには法人税をどんどん下げていって税をまけていっていると。また、消費税を上げるたびに輸出企業などは戻り税という形で消費税を多額に受け取っている、これこそ不公平であって、そういうところをちゃんと是正することに公平性というものがあるんじゃないかと思いますし、そういう中小零細企業を潰していくような、地域経済を潰していくようなインボイス制度の導入というのはやはり中止すべきだし、消費税そのものも減税・廃止に向かうべきだというふうに私は思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

質疑を終結いたします。

これから質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 6 号について賛成討論を行います。

異常な物価高騰が続き、国民生活が悲鳴を上げる中、昨日、岸田総理が新たな経済対策の方針を表明されました。物価高対策や賃上げ、投資などを柱とするようですが、まだ具体的な中身はこれから取りまとめるとの報道でした。これだけ国民生活が大変な状態になっている以上、対策を打ち出すのは当然のことではありますが、あまりにも遅きに失していると思います。

そもそも政府は昨年度の補正予算に実施していた電気代やガス代、ガソリン価格への補助をこの9月末にも打ち切る予定でした。この間、一貫して毎月のように物価高騰が続き、実質賃金の下落も続いていたにもかかわらず対策を打ち切ろうとしていたのは、庶民の暮らしの実態を全く分かっていなかった証拠ではないかと思っています。しかも、これから取りまとめると言われている対策も、打ち切ろうとしていた電気やガス・ガソリン代への補助の継続や家計や個人ではなく、企業を支援する従来のやり方の域を出ない中身が伝えられており、到底抜本的な対策は期待できそうにありません。

意見書でも指摘しているように、この間の物価高騰の要因はウクライナでの戦争など外的な要因もなくはありませんが、アベノミクス以来の円安誘導による輸入価格の高騰、輸入頼みの長年の経済体質など内的な要因が大きいにもかかわらず、アベノミクスの破綻を認めずに日銀が金融緩和策をダラダラと続け、政府も大企業中心の対策にしがみついて、一向に個人消費に目を向けた対策から目を背けている、背を向け続けていることにこそ主な原因があります。その姿勢を根本的に改め、家計や個人の懐を温め、中小零細企業や農家への直接的な支援に転換することが必要です。そのためにもまずやるべきは、消費税の減税と新たな消費税増税であるインボイスの中止です。

消費税減税は世界でも今や100を超える国や地域で既に実施しており、日本でもやる気になればすぐにできることであります。全ての国民に恩恵があり、一番効果が見込まれます。

インボイス制度は体力が弱く、負担能力が乏しい中小零細業者からも容赦なく税を取り立てる新たな増税です。個人税レベルでいえば住民税非課税の人からも税を徴収することに等しい、生活と生業を破壊する制度です。こんな無茶な制度を強行すれば地域経済はますます沈み崩壊するだけであり、中止しかありません。

今、税を適正に取るべきは、この30年間働き人々の賃金が下がり続け、所得が減り続けるのを尻目に法人税減税が繰り返され、あらゆる優遇措置の恩恵を受け、消費

税の莫大な戻り税の還付を受け続けて莫大な利益を上げ続けてきた大企業や富裕層です。

先日、経団連が少子化対策を口実にし、消費税増税から逃げるななどと主張されたようですが、あまりにもふざけた主張であり、大企業こそ余りある資金と体力にふさわしく法人税をせめて元に戻すことから逃げずに適正な税負担を行うべきです。その財源を賃上げや社会保障の拡充、教育費負担の軽減など、総合的な生活支援に回せば国民所得が増え、景気の好循環をつくることにもつながります。対策を行うならば、このような抜本的な強化こそ実施すべきであることを指摘し、賛成討論いたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第6号 物価高騰対策の抜本的な強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第6号 物価高騰対策の抜本的な強化を求める意見書は、否決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後2時55分まで休憩いたします。

休憩（午後2時43分～午後2時55分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、発議第7号 安心できる介護保険制度へ政府が責任を果たすことを求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

発議第 7 号 安心できる介護保険制度へ政府が責任を果たすことを求める意見書の
提案理由を申し上げます。

介護保険制度は 2000 年度のスタート以来、地域や施設での介護を支える制度として不可欠な制度である一方、制度改定が行われるたびに保険料などの負担が増大し、受けられる介護内容の制限範囲が狭まるなど、高齢者の生活を脅かす制度にもなっています。

今、国において 9 期目の制度改定に向けた議論がされていますが、その内容は、高齢者やその家族にとって、より厳しいものがございます。介護は、高齢者の尊厳を守り、人間らしく生活するためのケアであり、本来それは経済的な状態にかかわらず社会保障として誰もが安心して受けられる制度にするのが国の責任です。その責任を果たし、本町のような高齢化が進む過疎の地域においても安心して介護が受けられ、生活ができる環境を整備することが次期の改定において少しでも声を反映すべきと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第 7 号

安心できる介護保険制度へ政府が責任を果たすことを求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 5 年 9 月 26 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

安心できる介護保険制度へ政府が責任を果たすことを求める意見書

2000 年度にスタートした介護保険制度は来年度に 9 期目の見直しを控えていますが、3 年ごとの見直しを繰り返すたびに制度当初から危惧された「保険あって介護

なし」の様相を強め、安心の介護からはほど遠い制度になっています。本町の介護保険料は制度発足当初の基準額が月額2,500円でしたが、今期は3倍以上の月額7,600円にもなり、極めて重い負担を高齢者に強いています。利用料も一部2割負担が導入され、施設利用者の補足給付も大幅な負担増が実施されるなど、介護負担はますます増大する一方で、介護給付の対象は削減され続けています。

このままでは公的制度としての介護保険は崩壊する危険性が増大する一方ですが、厚生労働省での見直しの議論は、2割負担の対象拡大やケアプランの有料化、老人保健施設等での多床室の負担見直し、要介護1、2の総合事業への移行など、負担増と給付外しを加速する厳しい内容となっています。介護現場や国民の強い反発や批判が起こる中、次期見直しでは見送りが決まったものもありますが、いずれにしてもこれ以上の負担増や公的責任の後退は許されず、高齢化率が50%近くになり、国民年金受給者が多い本町にとっても死活的な問題です。

介護保険制度が矛盾を深める根本原因は、介護における国庫負担を削減し、国民・高齢者の負担を増やしてきたことがあります。安心できる介護保険制度にするには、介護関係予算を抜本的に増やし、サービス提供体制を整備するなど、政府が公的責任をしっかりと果たすことが不可欠であり、根本的な方針転換を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提案します。

令和5年9月26日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

発議第 7 号の賛成討論を行います。

意見書にもあるように、来年度 9 期目の改定を控える介護保険制度は、改定のたびに負担増と給付削減を繰り返し、ますます保険あって介護なしの事態が進行しております。特に特養や老健施設などの施設介護の費用は、国民年金はもちろん厚生年金でも人によってはぎりぎりの負担になっています。お金がなければ保険料を負担しても介護も受けられない状況がますます進行しており、早急に改善が求められています。にもかかわらず、厚生労働省での制度見直し議論は、意見書にもあるように負担増が目白押しで、負担を減らす方向性は皆無、高齢者の生活実態に全く見合わない議論が行われています。これではますます制度を利用できない高齢者を増やすばかりであり、何のための保険制度かと言わざるを得ません。

保険料を負担させながらサービスが受けられなければ明らかに詐欺同然であります。なぜ、高齢者への負担増ばかりが当然のように議論されるのか。それは意見書にもあるように、介護に係る国の財政負担を削減し続けているのが最大の原因です。受益者負担の名の下に、高齢者や利用者の負担を当然視し負担増を押しつける一方で、その分、国の負担を削減してきたことが介護保険制度の最大の矛盾であり、欠陥です。この構造的な制度の欠陥を改善し、介護を金もうけの事業ではなく社会保障として誰もが経済状況に応じた負担で利用できる制度にするために、国が安心できる介護保険制度の運営に責任を果たし、それにふさわしい財政負担を行うことを強く求め、賛成討

論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第7号 安心できる介護保険制度へ政府が責任を果たすことを求める意見書は、
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第7号 安心できる介護保険制度へ政府が責任を果たすことを求
める意見書は、否決されました。

日程第11 発議第8号 保険証廃止の中止、撤回を求める意見書を議題といたし
ます。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第8号 保険証廃止の中止、撤回を求める意見書についての提案理由を申し上げ
ます。

この間、国民の命と健康に関わる問題としてマイナ保険証のトラブル、保険証廃止
の矛盾が浮き彫りになりましたが、この問題の解決は一向に進んでいません。それど
ころか引き続きトラブルが多発し、いつ身近な医療機関でトラブルが発生するか分か
らない危うい事態に終わりが見えない状態です。これらの実態は保険証を廃止するメ
リットも理由も全くないことを示しており、廃止に固執する政府に対し、命と健康を
守る立場から中止を求める必要があると考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第8号

保険証廃止の中止、撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和5年9月26日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

保険証廃止の中止、撤回を求める意見書

マイナ保険証をめぐっては引き続き深刻なトラブルが発生しており、来年秋に保険証を廃止する政府の方針が混乱をますます広げています。従来の誤登録に加え、保健情報登録の大幅な遅れや保険の負担割合の相次ぐ誤表示、資格確認ができないことによる10割負担など、保険証があれば起こり得ないトラブルであり、保険証を廃止する必要も理由もメリットも何らありません。

そもそも、マイナンバーの提出やカードの取得は本人の判断によるもので強制ではないことは現在も変わりません。政府はデジタル化の推進や利便性の向上などを理由に挙げますが、その恩恵を受けるかどうかは個人の自由、選択の問題であることは政府も認めています。にもかかわらず、それが義務かのようにごり押しし、事実上強制する政府のやり方が多発するトラブルの根本原因になっています。

政府は、保険証を廃止後に保険証と同様の機能を果たす資格確認書を発行するとしていますが、それなら廃止しなければよいだけです。保険証1枚で保険診療が受けられている現状を壊してまでマイナ保険証に無理やり移行させれば、無保険者の続出や紐付けの誤りへの懸念などデメリットが大きくなり、国民皆保険制度の崩壊にもつながりかねません。政府においては、保険証廃止を直ちに中止・撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月26日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

厚生労働大臣 武見 敬三 様

デジタル担当大臣 河野 太郎 様

京都府相楽郡和束町議会

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、井上議員。

○5 番（井上武津男君）

私といたしましては、紙の保険証であれ、マイナンバーであれ、どちらであってもそれは構わないと思います。しかしながら、今までの紙の保険証の場合、顔写真がないために、場合によってはそれを回してほかの方が使われているという現状が現在でもありました。それをなくすための方法として、紙の保険証であれマイナンバーであれ、写真付のものであったならば私は賛成したいと思います。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今、井上議員が言われるような紙の保険証で起こっているトラブル等がもしあるならば、それはそれで厳正に対応される必要があるというふうに思いますけれども、基本的に、今の紙の保険証で何も困っていないという状況がありますし、もともとマイナンバーカード自身の取得が個人の自由という原則は変わっていない以上、紙の保険証を廃止するという方針をやはり政府は撤回する必要があるというふうに思います。

○議長（吉田哲也君）

5 番、井上議員。

○5 番（井上武津男君）

私の言いたいのは、写真がないために不正に利用されているというところがありま
すので、それが保険の財源を圧迫するような状態ができていると考えておりますので、
それについてはどのようにお考えでしょうかね。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

明らかに不正があるというのであれば、その不正をちゃんと正すというのが行政の
役割ですし、それを損失のないようにするのが、国も含めて自治体の行政の役割だと
いうふうに思いますので、それを徹底されることが大事だと思いますし、写真をつけ
ないことで保険診療自身が何か支障が起こっているということではないと思いますの
で、もし不正が明らかだというのであれば、それをちゃんと正していくということが
いずれにしても必要だと思います。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第8号に賛成の立場から討論を行います。

この9月に、この間、マイナ保険証のトラブル事例を調査してきた全国保険医団体
連合会（保団連）が会見され、マイナ保険証やオンライン資格確認において医療現場
で引き続きトラブルが多発している実態が明らかになり、問題解決を厚生労働省に要
求されております。

最近の世論調査でも7割以上が保険証廃止の撤回や延期を求めています。にもかかわらず、岸田政権は保険証廃止方針を変えず、先日行った内閣改造でも、この間の大混乱の原因をつくった河野太郎デジタル大臣を留任させるなど、反省のない姿勢を続けています。政府は、マイナカードの誤った紐付けの総点検を11月末を期限に進めるとしていますが、1億6,000万件にもなる情報を期限までに点検を終えるのは不可能と言われています。今、政府がすべきは、無理な期限で中途半端な点検を行うのではなく、マイナ保険証の運用を一旦停止し、時間をかけて正確な点検を行うことであり、保険証廃止方針を中止することです。

政府は、マイナ保険証を持たない被保険者全てに申請なしで資格確認書を送り、有効期間を最長5年延長する方針ですが、それは保険証を存続させれば全く不要であり、壮大な無駄と混乱を生むだけです。今の紙の保険証でも誰も困っていないし、望んでもいないことを無理やりごり押しすることは許されません。

政府は国民のためと言いながら、国民多数が望んでいない保険証廃止にあくまで固執し無理強いを続ける背景には、国民にマイナンバーカードを持たせ、そこに集中する個人情報を金儲けの手段にしたい財界の強い意向があり、デジタル化の名の下に個人情報保護をないがしろにし、国による一元管理を進めたい政府の思惑があります。それを無理やり進めた結果が今回のトラブル多発であり、この間デジタル庁は、個人情報を多数漏えいした事態に対する行政指導を受ける事態にまで発展しております。

保険証の廃止は遅々として進まないマイナンバーカードの普及をカード取得は任意としている法にも反し、無理やり進めるてこととして悪用したものであり、国民の命や健康を人質に取り、犠牲にしてまで政府や財界の意向を優先したもので、到底許されないことを指摘し、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第 8 号 保険証廃止の中止、撤回を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第 8 号 保険証廃止の中止、撤回を求める意見書は、否決されました。

日程第 12 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付の議員派遣予定表のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第 13、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

今期第3回定例会に提案させていただきました議案につきまして全てご承認いただきましたことをまずもってありがとうございます。

私にとっては初めての定例会でございました。いろいろ難しいところ、考えの違うところ、いろいろ気づくところがございましたが、皆様のご理解の下に全てご承認いただきましたことをうれしく思っております。

先ほどからもいろいろ出ておりますけども、コロナが5類になっております。また、ここ近日につきましてはインフルエンザがかなり流行してきているというような話が出てきております。これから寒くなります。また、いろいろお体のほうも十分注意していただきながら、職員一丸となってこの後、進めていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解とご支援、そしてご鞭撻をよろしく願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

これを持ちまして、令和5年和束町議会第3回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時15分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 畑 武 志

会議録署名議員 小 西 啓